

令和3年4月30日

保護者各位

石狩市保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症に係るご協力について

日頃より教育・保育行政の推進につきましてご協力を賜り、また長期にわたり新型コロナウイルス感染症の拡大防止についてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

これまでも各施設や保護者の皆様には、感染防止対策の徹底に努めていただいているところですが、感染力が強いとされる変異株による感染が増えており、感染及び感染が疑われる場合に適切な対応が必要であることから、あらためて下記の点についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 各家庭における感染予防への協力について

- (1) 園児に発熱や呼吸器症状の発症などの体調不良が見られた時には、認定こども園等をお休みいただくようお願いします。なお、発熱等が認められた場合にお休みいただく期間は、解熱後24時間以上経過し呼吸器症状が改善傾向となるまでとなります。
- (2) 同居する家族等が濃厚接触者となった場合には、速やかに登園先の認定こども園等にご連絡いただくとともに、保健所による濃厚接触者の方の健康観察等の期間は、園児につきましては認定こども園等をお休みいただくようお願いいたします。
- (3) 園児が濃厚接触者となった場合や、同居する家族等が感染した場合には、速やかに登園先の認定こども園等にご連絡いただき、園児にはお休みいただくようお願いいたします。お休みいただく期間は、感染された方と最後に接触した日から起算して2週間程度を想定していますが、保健所等の指示や助言により期間を決めるようお願いします。
- (4) 園児が感染した場合には、速やかに登園先の認定こども園等にご連絡ください。
- (5) 園児や同居する家族等が保健所等の指示によりPCR検査を受ける場合は、PCR検査結果が出るまでの間はお休みいただき、園児の検査結果が陰性の場合は、翌日から保育が可能ではありますが、保健所等の指示や助言により期間を決めるようお願いします。(例えば同居者に濃厚接触者等がいる場合は濃厚接触者の方に対する保健所による健康観察期間など)

2. 園への連絡及び利用者負担額（保育料）について

以下に該当する場合には、園へのご連絡をお願いします。その際、園からお子様やご家族の状況等を伺う場合がございますが、ご協力をお願いします。

- (1) 園児が感染した場合
- (2) 園児または同居の家族等が、保健所等の指示によりPCR検査を受ける場合

(3) 同居の家族等が感染した場合

(4) 同居の家族等が濃厚接触者となった場合

※(1)から(4)に該当し、かつ石狩市の要請または同意がある場合は、日割りにより利用者負担額(保育料)を減額することができます。詳しくは各園にご相談願います。

3. 園での感染者が発生した場合

園児や施設の職員が新型コロナウイルスに感染した場合は、保健所の調査及び指示に従い、必要な対策を講じることが想定されます。その際は、休園とそれに伴う家庭保育等のご協力をお願いする場合がございますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

4. その他

・新しい生活様式については、下記のページ(石狩市ホームページ) または QRコード(スマホ等で認識可能)をご覧ください。

・石狩市ホームページ <http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/k-katei/54964.html>

・QRコード(QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です)



【子ども家庭課 TEL 0133-72-3197】